

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(運営委員会) 第7条 センターの事業の運営のため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学内の教育研究基盤的設備の<u>更新及び廃棄等の整備計画</u>に関する事項</p> <p><u>(7) 設備整備に関するマスタープラン検討ワーキングへの協力に関する事項</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(協力事務) 第15条 第7条第1項第5号から第7号に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる課又は室が各協力事務を担当する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(運営委員会) 第7条 センターの事業の運営のため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学内の教育研究基盤的設備の整備計画に関する事項</p> <p>(削る)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(協力事務) 第15条 第7条第1項第5号及び<u>第6号</u>に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる課又は室が各協力事務を担当する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	

附 則 (25 術規則第 2 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。